

議案第121号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

尾道市長 平谷 祐宏

整理番号	路線名	起終	点 点	重要な 経過地
1	久保120号線	尾道市西久保町1559番11地先から 尾道市西久保町1559番16地先まで		

提案理由

西久保町における公衆用道路を市道認定するものである。

議案第122号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

尾道市長 平谷 祐宏

整理番号	旧新別	路線名	起終点	重要な経過地
1	旧	尾道バイパス側道4号線	尾道市吉和町字久保田5149番地先から 尾道市吉和町字菖蒲迫194番9地先まで	
	新	尾道バイパス側道4号線	尾道市吉和町字久保田5149番地先から 尾道市吉和町字菖蒲迫5915番地先まで	

提案理由

吉和町における道路改良事業により終点に異動が生じるため、路線を変更するものである。

議案第123号

工事委託協定の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、次のとおり尾道市公共下水道尾道市浄化センター建設工事（B系水処理増設事業）の委託協定を締結することについて、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 工事名 尾道市公共下水道尾道市浄化センター建設工事（B系水処理増設事業）
- 2 工事場所 尾道市東尾道地内
- 3 工事期間 協定締結の日から平成28年3月31日まで
- 4 委託金額 5億7,720万円
- 5 委託の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 谷戸善彦
- 6 契約方法 随意契約

提案理由

尾道市公共下水道尾道市浄化センター建設工事（B系水処理増設事業）に係る委託協定を締結するものである。

議案第124号

財産の減額貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

尾道市長 平谷 祐宏

1 貸し付ける財産

(1) 久保東住宅跡地

ア 土地

尾道市久保町字猿坊谷974番1 外11筆
宅地 1,483.32平方メートル

イ 減額する金額

年額1,166,140円

ウ 減額後の貸付料

年額460,100円

(2) ひまわりプール跡地

ア 土地

尾道市因島中庄町字畑田1923番1 外2筆
雑種地 990平方メートル

イ 減額する金額

年額571,100円

ウ 減額後の貸付料

年額300,100円

2 貸付期間

契約締結日から再生可能エネルギー固定価格買取制度による買取期

間（20年）を経過した日以降で指定する日まで

3 貸付けの相手方

尾道市平原一丁目14番18号

アプロコ・プロジェクト株式会社

代表取締役 岡田啓司

提案理由

再生可能エネルギーの普及促進を図るため、未利用市有地を活用し、太陽光発電施設設置運営事業者として選定したアプロコ・プロジェクト株式会社に土地を減額して貸し付けるものである。

議案第125号

財産の減額貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

尾道市長 平谷 祐宏

1 貸し付ける財産

大判下池埋立地

(1) 土地

尾道市向東町字大判4523番1

雑種地 1,717平方メートル

(2) 減額する金額

年額869,630円

(3) 減額後の貸付料

年額250,000円

2 貸付期間

契約締結日から再生可能エネルギー固定価格買取制度による買取期間（20年）を経過した日以降で指定する日まで

3 貸付けの相手方

福山市南松永町二丁目5番47号

矢野建設産業株式会社

代表取締役 矢野 利明

提案理由

再生可能エネルギーの普及促進を図るため、未利用市有地を活用し、太陽光発電施設設置運営事業者として選定した矢野建設産業株式会社に土地を減額して貸し付けるものである。

議案第126号

財産の減額貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

尾道市長 平谷 祐宏

1 貸し付ける財産

県営青影住宅跡地

(1) 土地

尾道市因島中庄町字下峠2645番1 外1筆
宅地 742.03平方メートル

(2) 減額する金額

年額284,450円

(3) 減額後の貸付料

年額140,000円

2 貸付期間

契約締結日から再生可能エネルギー固定価格買取制度による買取期間（20年）を経過した日以降で指定する日まで

3 貸付けの相手方

広島市佐伯区五日市町大字石内5998番地1
有限会社木下組
代表取締役 田中敏彦

提案理由

再生可能エネルギーの普及促進を図るため、未利用市有地を活用し、太陽光発電施設設置運営事業者として選定した有限会社木下組に土地を減額して貸し付けるものである。

議案第127号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 取得する財産
向島中央小学校給食調理場調理設備等器具一式
- 2 取得予定価格
6,912万円
- 3 契約の相手方
尾道市東尾道9番地6
株式会社円福寺
代表取締役 円 福 寺 雅 之
- 4 契約の方法
指名競争入札

提案理由

向島中央小学校給食調理場新築工事に伴う調理設備等器具を整備するものである。

議案第128号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 取得する財産
高規格救急自動車
- 2 取得予定価格
3,677万4,000円
- 3 契約の相手方
尾道市高須町1229番地
広島トヨタ自動車株式会社尾道店
店長 佐藤 茂樹
- 4 契約の方法
指名競争入札

提案理由

増加する救急需要への対応及び救急業務の高度化を図るため、高規格救急自動車を取得するものである。

議案第129号

上水道管理事務の事務委託に関する規約の変更について

広島県と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

尾道市長 平谷 祐宏

広島県と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託
に関する規約の一部を改正する規約

広島県と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約（平成元年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 甲の設置する沼田川水道用水供給水道に係る上水道施設（以下「上水道施設」という。）のうち、坊士浄水場（以下「浄水場」という。）から尾道市高須町字瘡神谷西尾道分水点に至るまで、浄水場から尾道市因島大浜町字椎木大浜分水点を経由し尾道市瀬戸田町林字三軒屋瀬戸田分水点に至るまで及び浄水場から福山市沼隈町大字常石字敷名西内海分水点に至るまでの送水施設（以下「送水施設」という。）のうち送水管路、加圧ポンプ及び調整池（坊士調整池を除く。）の管理に関する事務並びに送水施設に係る水道法（昭和32年法律第177号）第20条第1項に規定する水質検査（以下「水質検査」という。）に関する事務

第1条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 浄水場及び上水道施設のうち西藤取水場に係る水質検査に関する事務

付 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

広島県が管理する沼田川水道用水供給水道に係る事務について、本市が受託する事務を変更するため規約を改正するものである。